

新型コロナウイルス感染症に対応する医療関係者への支援の充実に関する意見書

昨年12月、中国湖北省で発生が確認された新型コロナウイルス感染症は世界中で拡大が続いている。本市においても、3月末では20名余りだった感染者数が現在では100名を超えるまでに増加している。

このような中、地域の医療機関に従事する医師や看護師等の医療関係者は、新型コロナウイルスに感染するリスクを負いながら診療に当たっているが、日々増加する感染症患者への対応が続くとともに、防護服やフェイスガード等といった個人防護具の慢性的な不足などの課題も解消されておらず、その疲弊が懸念されている。

一方、神奈川県は、4月7日に国が新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく新型コロナウイルス等緊急事態宣言を発令したことを受け、当該宣言に基づく実施方針を制定し、医療体制の確保、県民の外出の自粛の呼びかけ、施設の使用制限の要請等を行っているが、補償の根拠となる同法第31条に基づく医療の実施の要請を行っていないため、医療関係者が新型コロナウイルスに感染した場合においても、特段の補償を受けることができない状況である。

よって、県におかれては、新型インフルエンザ等対策特別措置法を適切に運用し、新型コロナウイルス感染症に対応する医療関係者への支援の充実を図ることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年4月23日

議会議長名

神奈川県知事　宛て